

北広島町空家等対策計画

平成28年3月

北広島町

■目次

第1章 計画の概要	
1. 背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画期間	2
4. 対象地区及び種類	2
5. 空家等対策の基本的な指針	2
第2章 空家等の調査	
1. 調査の方針	3
第3章 空家及びその跡地（空地）の活用の促進	
1. 趣旨	4
2. 利活用可能な空家及びその跡地（空地）の情報提供 ～空家情報バンク事業等の実施～	4
3. 官民連携による空家及び跡地（空地）の利活用	4
4. 地域交流、地域活性化の拠点としての利活用	4
5. 町補助金による活用促進	4
第4章 空家等の適切な管理の促進	
1. 適切な管理の原則	5
2. 所有者の意識の醸成	5
3. 相談体制の整備	5
第5章 特定空家等に対する措置及びその他の対処	
1. 趣旨	6
2. 措置の対象	6
3. 措置の内容	6
4. その他の対処	7
第6章 空家等対策の実施体制	
1. 町協議会	8
2. 空家対策検討会議の設置	8
3. 庁内の組織体制及び役割	8
4. 関係機関との連携	9
資料編	
1. 空家の状況	資1
2. 空家等対策の推進に関する特別措置法	資2
3. 北広島町空家等対策協議会設置要綱	資7

第1章 計画の概要

1. 背景

急激に進行する少子高齢化社会のなかで、空家に関する問題は、全国的に表面化している。特に空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空家は、現在も増加傾向にあり、防災・防犯・安全・環境・景観保全等の面で住民生活に悪影響を及ぼしており、早急な解決が求められている。

国は、この空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月26日に全部施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）により、危険な放置空家について、各自治体に立入調査の権限を付与し、所有者に修繕や撤去などの勧告、命令を行えるほか、最終的に行政代執行による撤去もできることを定めた。

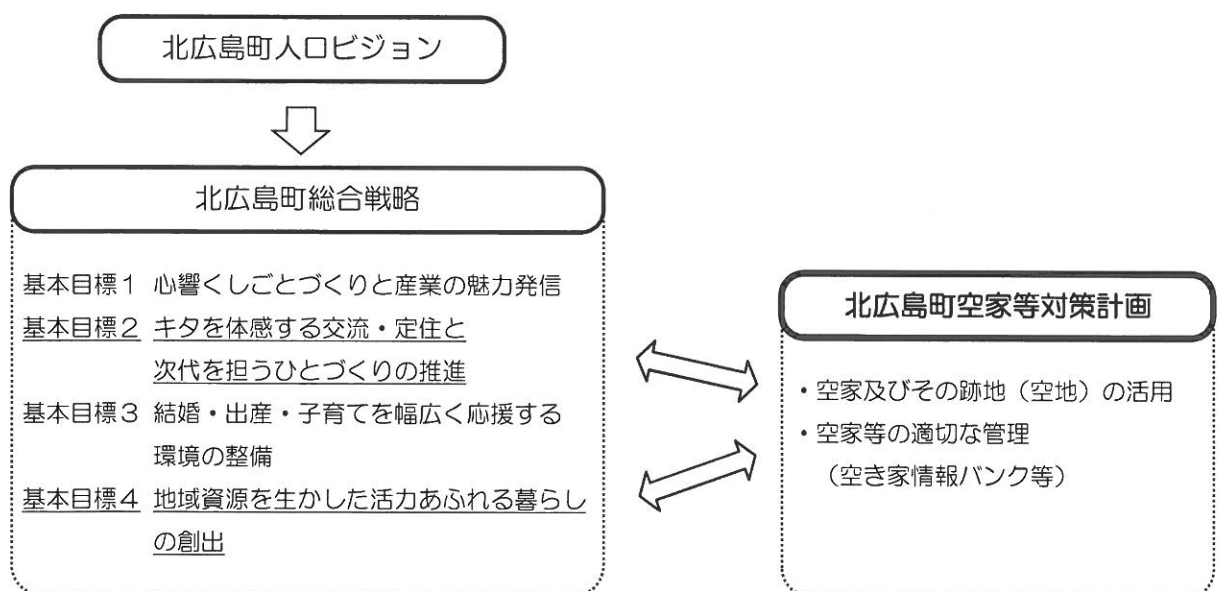
また広島県は、この法の施行に先行して「広島県空き家対策推進協議会」（以下、「県協議会」という。）を平成26年6月に設立し、県、市町村及び民間事業者が一体となって空家等の適正管理や利活用の促進等の対策を総合的に推進していくこととしている。

2. 計画の目的

この「北広島町空家等対策計画」（以下、「空家等対策計画」という。）は、法第6条の規定に基づき策定するもので、地域住民や専門家団体、民間事業者等と連携して取り組む総合的な空家対策の方向性について示したものである。

本町では、人口減少に歯止めをかけるべく若者定住施策を展開しており、人口ビジョン、北広島町総合戦略においても重要な取り組みとして位置づけている。

本計画により、空家の有効活用を図り、若者定住施策をサポートするとともに、町民の安全で安心な生活環境の保全を推進する。



3. 計画期間

空家等対策計画の計画期間は、平成28年4月から平成33年3月までの5年間とし、社会情勢等の変化等必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象地区及び種類

空家等対策計画の対象地区は町内全域とし、対象とする空家の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」及び第2項に規定された「特定空家等」とする。

○ 空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

○ 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

5. 空家等対策の基本的な指針

空家等は、過疎地域においては定住化を促進するうえで、潜在的な地域資源としての可能性を秘めており、優先して有効利用を図る。

また、適正な管理がされず放置されることによって、周辺へ悪影響を及ぼすものについては、所有者等の自主的な対応を促すため、町として積極的な支援を行い、放置し続ける所有者に対しては、必要な措置を行う。

(1) 定住促進による活気のあるまちづくり

空家等を定住を促進する地域資源として捉え、空き家情報バンク等の施策を通じて有効活用を図ることにより地域へ移住者を呼び込むことで、活気あるまちづくりをめざす。

また、空家等及びその跡地を地域交流及び活性化の拠点としての利用をめざす。

(2) 快適に暮らせるまちづくり

特定空家等の発生を防止するために、所有者等による適正管理を促すことで、良好な住環境を維持し、快適に暮らせるまちづくりをめざす。

(3) 安全・安心に暮らせるまちづくり

管理不全な空家等は、火災や倒壊など地域住民への危険性が懸念されるため、修繕、除却等を推進することにより、地域住民が安全・安心に暮らせるまちづくりをめざす。

第2章 空家等の調査

1. 調査の方針

(1) 情報の収集と所有者等の把握

空家等の情報収集は、地域住民、行政区長、集落支援員、税務部局その他の部局等からの情報を有効利用する。

また、所有者の把握は近隣の情報及び法第10条の規定に基づく固定資産税情報等を利用する。

(2) 情報のデータベース化

収集した情報は、データベース化することで、町内関係部局が共有し、有効利用及び適正管理の促進につなげる。

また、データベース化された情報は、一般公開できるような仕組みづくりを行う。

第3章 空家及び跡地（空地）の活用の促進

1. 趣旨

町は、町内の空家等の有効活用を図り、その跡地（空地）についても有効活用を促進していくための方策を検討する。

2. 利活用可能な空家及びその跡地（空地）の情報提供

～空き家情報バンク事業等の実施～

町では、「北広島町空き家情報バンク制度」を平成18年度から行っているが、さらなる利用促進を図り、空家等の解消だけでなく、定住促進や地域の活性化等に繋がっていくものとする。単なる物件の情報だけでなく、移住後の生活に関連する情報などを提供できるよう工夫を行い、計画期間中の成約数増加（※）をめざす。

また、その跡地（空地）についても有効活用を図るための事業を検討する。

○空き家情報バンク

空家の賃貸・売却を希望する人から申込み受けた情報を、空家の利用を希望する人に紹介する制度で、「空家の解消」、「住環境の整備」、「定住促進による地域の活性化」を図ることを目的している。

3. 官民連携による空家及び跡地（空地）の利活用

町は、民間企業や地域住民と協力し、空家及び跡地（空地）の利活用が、地域の活性化や若者定住においてより良い効果を得られるための体制づくりに努める。

4. 地域交流、地域活性化の拠点としての利活用

町は、空家等及びその跡地を地域交流及び活性化の拠点として利用する方策について、関係機関等と連携し、先進事例の研究や情報収集等を行うとともに、情報の共有化を図り活用を推進する。

5. 町補助金等による活用促進

町は、現在実施中の補助金交付施策についての情報提供を積極的に行い、活用を促すとともに、今後必要とされる施策等の検討についても国や県の補助事業を活用しながら効果的な施策を展開し、空家等の解消に努める。

■実施中の施策

「空き家情報バンク制度」や「空き家情報バンク登録物件家財処分費補助金」、「空き家情報バンク登録物件増改築補助金」、「地域連携型空き家活用対策事業補助金」

■今後の施策

「老朽危険空家等を解体するための補助金」等

※成約数の目標は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間で56件あることから、計画期間中の平成28年4月から平成33年3月までの5年間では倍増の100件以上をめざす。

第4章 空家等の適切な管理の促進

1. 適切な管理の原則

町は、個人の財産である空家等の管理は、所有者等が自ら行うことが原則であることの意識の浸透に努めるとともに、空家等が管理不全な状態になることを未然に防ぐための対策を進めていくものとする。

2. 所有者の意識の醸成

町は、現存する空家等の対策と新たな空家等の発生を未然に防ぐため、所有者等の意識の醸成に努める。

(1) 所有者等への意識啓発と情報提供

広報きたひろしま及び町ホームページ、きたひろネットや納税通知書を活用したリーフレットの送付等を通じて、空家の管理等について、町内外の所有者等への意識啓発に努める。

あわせて、町が実施している施策等についての情報提供を積極的に行う。

(2) 町施策等による支援

町は、所有者が空家等の適正な管理、活用、除却等について、自主的な対応が図れるよう積極的な支援を行う。

■実施中の施策

「空き家情報バンク制度」、「空き家情報バンク登録物件家財処分費補助金」、「空き家情報バンク登録物件増改築補助金」、「地域連携型空き家活用対策事業補助金」

■今後の施策

「老朽危険空家等を解体するための補助金」

3. 相談体制の整備

(1) 相談窓口の設置

空家等に関する相談窓口を企画課内に設置し、内容に応じて、関係課等へ案内する。

(2) 県協議会、町協議会及びその他関係機関との連携

空家等に関するあらゆる相談に適切に対応するため、県協議会、北広島町空家等対策協議会（以下、「町協議会」という。）及びその他関係機関と連携し対応を行うものとする。

第5章 特定空家等に対する措置及びその他の対処

1. 趣旨

町は、特定空家等について、地域住民の防災・防犯・安全・環境・景観保全等の維持を図るため、必要な措置を講じる。

2. 措置の対象

町は、町内の空家等のうち地域住民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等の観点から急を要する物件を特定空家等と認め、法に規定された措置を行うため、町協議会で必要な協議を行うものとする。

3. 措置の内容

町長は、町協議会で特定空家等と判断された空家等について、次のような措置を実施する。

(1) 助言・指導

町長は、法第14条1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行う。

(2) 勧告

町長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、法第14条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告を行う。

この勧告が行われた場合には、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2第1項等の規定に基づき当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される。

(3) 命令

①町長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、著しく管理不全な状態であると認めるときは、法第14条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当な猶予期限を定め必要な措置を講ずるよう命じる。

②命令を実施する場合においては、第14条第4項の規定に基づき、あらかじめ、その措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与える。

(4) 行政代執行、略式代執行

①町長は、命令を行っても改善が見られない場合は法第14条第9項の規定に基づき、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合などは法第14条第10項の規定により、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、所有者等に代わり当該空家等の除却等必要な措置を講ずることができる。

②この措置に要した費用については、当該所有者等に請求する。

4. その他の対処

町は、前項に掲げる措置やほかの必要な対処については、町協議会等と協議したうえで決定する。また、国県が示す「特定空家等に対する措置」に関するガイドラインに基づき実施するものとする。

第6章 空家等対策の実施体制

1. 町協議会

(1) 趣旨

町は、法第7条第1項の規定に基づき、町協議会を設置する。

(2) 所掌事務

町協議会では、町協議会設置要綱第2条の規定に基づき、次の協議を行うものとする。

- ①空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- ②その他町長が必要と認めた事項

(3) 構成

町協議会は、町協議会設置要綱第3条の規定に基づき、町長のほか、地域住民代表、町議会議員及び学識経験者など委員12人以内で構成する。

2. 空家対策検討会議の設置

町協議会で協議する事項については、町協議会設置要綱第7条の規定に基づき、事務を所掌する担当部署の町職員で構成する空家対策検討会議で調査、研究及び検討を行う。

3. 庁内の組織体制及び役割

課名	役割
企画課	・空家等に係る相談窓口 ・空家の活用促進（定住促進、地域交流）
建設課	・特定空家等に係る相談窓口 ・特定空家への措置及び対処の実施 ・町協議会及びその他関係機関との連絡、調整 ・道路交通安全確保等 ・その他の施策全般
町民課	・環境美化に関する条例に基づいた土地の占有者等に対する勧告等
危機管理監	・災害対策及び災害時の応急措置等
学校教育課	・通学路の安全確保 ・その他児童及び生徒の危険防止
税務課	・法第10条第1項の規定に基づく固定資産課税台帳等の開示 ・税制度上の措置の実施
北広島町消防本部	・災害対策及び災害時の応急措置等

4. 関係機関との連携

- 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士
相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等
- 不動産業者
所有者の空家等利活用相談、空き家情報バンクの充実等
- 建設業者
空家等の解体や改修の相談及び対応等
- 警察
危険回避のための対応等
- 町内行政区
空家等の情報提供及びその跡地（空地）の利活用等
- 北広島町商工会
空家等の情報提供及びその跡地（空地）の利活用等
- 自治組織、NPO
空家等の情報提供及びその跡地（空地）の利活用等
- 広島県住宅課・広島県空き家対策推進協議会
- 広島県中山間地域振興課
- 広島県「空き家活用推進チーム」
- ひろしま空き家の窓口（広島県設置）
- 広島法務局
空家等の所有者特定のための登記事項照会等

資料編

1. 空家の状況

住宅・土地統計調査における平成25年と平成20年の比較において、全国及び県を含めて空家が増加しているが、本町の空き家は、2,560戸と空家中「その他住宅」（使用予定のない住宅等）が増加している。

4種類の空家の内「その他住宅」が、管理が不適切になりがちになるといわれている。

<住宅数の推移（平成25年－平成20年比較）>

(戸・%)

	調査年	住宅総数	空き家					
			総数	率	二次的住宅	賃貸用住宅	売却用住宅	その他住宅
全国	20	57,586,000	7,567,900	13.1	411,200	4,126,800	348,800	2,681,100
	25	60,631,000	8,196,400	13.5	412,000	4,292,300	308,200	3,183,900
	増減	25-20	3,045,000	628,500	0.4	800	165,500	△ 40,600
広島県	20	1,356,200	198,300	14.6	13,000	95,200	5,400	84,600
	25	1,392,700	221,200	15.9	8,300	105,100	6,500	101,400
	増減	25-20	36,500	22,900	1.3	△ 4,700	9,900	1,100
北広島町	20	9,220	1,610	17.5	380	310	70	850
	25	9,790	2,560	26.1	460	260	130	1,720
	増減	25-20	570	950	8.6	80	△ 50	60

(住宅・土地統計調査より)

*用語の説明

2次的住宅：常に住居としていないが、一時的に滞在する目的(別荘等)のための住宅

その他住宅：利用目的が未定、若しくは取り壊し予定の住宅

*注釈：15年以前は、市区と15,000人以上の町村が数値で表わされることになっていたため、北広島町の旧町はすべて数値での表記の対象外となっている。

2. 空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)

を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。
(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限

りでない。

- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているものうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二七年二月政令五〇号により、本文に係る部分は、平成二七・二・二六から、ただし書に係る部分は、平成二七・五・二六から施行]

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3. 北広島町空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項の規定に基づき、北広島町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1)空家対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2)その他町長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 協議会委員は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)町長

(2)地域住民のうちから町長が委嘱する者

(3)町議会の議員のうちから町長が委嘱する者

(4)学識経験者並びに専門知識を有する者のうちから町長が委嘱する者

(5)その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により、これを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠かけたときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議に出席できない委員は、当該委員が指名する者を当該委員の代理として出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、協議会に必要と認めるときは、専門的な知識又は経験を有する者(以下「専門委員」という。)の意見を聴くことができる。

(空家対策検討会議の設置)

第7条 空家対策協議会における協議事項を所掌する部署の町職員をもって空家対策検討会議を設置する。

2 空家対策検討会議を担当する町職員は、協議会において協議事項における調査、研究及び検討の内容を報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及

び費用弁償に関する条例(北広島町条例第34号)の規定を適用する。ただし、第3条第2項第1号に規定する委員には支給しない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、建設課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年12月1日から施行する。

(最初の会議の特例)

2 この告示の施行日以降、最初に開催される協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。